

「通話オプション」提供条件書

1.概要

通話オプションとは、留守番電話や三者通話などの通話に係るオプションサービスをいいます。

2.提供内容

(1) 基本情報

- 通話オプションには以下に定める種類があります。各サービスの詳細は(2)に定めます。

種類	オプション機能使用料
① お留守番サービス EX	300円(330円)/月
② 三者通話サービス	200円(220円)/月
③ 迷惑電話撃退サービス	100円(110円)/月
④ 割込通話サービス	200円(220円)/月

【電話きほんパック(V)】

- 通話オプションの①～④全ての提供を受ける場合、パック料金として料金額は400円(440円)/月となります。

(2) 通話オプションの詳細

- 各通話オプションの提供内容は、下表に定めるとおりです。
- 端末により、一部機能をご利用いただけない場合があります。その他、下表に定めのない提供条件については、KDDI/沖縄セルラー(以下、併せて「当社」といいます。)の WEB ページに定めるところによります。

種類	提供内容
①お留守番サービス EX	電源 OFF 時や電話に出られない時に、発信者の伝言をお預かりするサービスです。以下の機能を提供します。 <ul style="list-style-type: none">・ 伝言の録音や再生、予め登録した応答メッセージを着信時に再生できる機能・ 呼び出し音なしで伝言を録音することができる機能(ボイスメール)・ 伝言を音声ファイルに変換し、着信者の端末に送信する機能(ビジュアルボイスメール)
	提供条件
②三者通話サービス	通話中に、その通話中の相手以外を呼び出し、同時に三者間で通話ができるサービスです。
③迷惑電話撃退サービス	着信を拒否したい電話番号を登録することで、その電話番号からの着信に対して「お断りガイダンス」により自動的に応答するサービスです。
	提供条件

		<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「お断りガイダンス」による応答は、発信者に通話料がかかります。 ・技術上及び業務遂行上やむを得ない理由があるときは、登録中の電話番号を消去することがあります。 ・「お断りガイダンス」により応答したことに伴い発生する損害については、当社は責任を負いません。
④ 割込通話サービス	通話中に別の相手から着信があった場合に、通話中の通話を保留し、その着信に応答することができるサービスです。通話終了後に、再び保留中の通話を行うことができます。	
	提供条件	<ul style="list-style-type: none"> ・三者通話サービスで通話しているときは、このサービスを利用できません。

3. 重要事項

(1) オプション機能使用料の適用について

- 以下の料金プラン又は国内通話定額サービスの適用を受けている月は、通話オプションのオプション機能使用料はかかりません*1。

料金プラン	コミコミプランバリュー、コミコミプラン+、コミコミプラン
国内通話定額サービス	通話放題、通話放題ライト、通話パック 60

*1:上記の料金プラン又は国内通話定額サービスの申込み月に通話オプションの申込みがあったときは、その月についても通話オプションのオプション機能使用料はかかりません。

- 電話きほんパック(V)の料金額の算定は、各通話オプションのオプション機能使用料の合計から400円(440円)を差し引いた額を、各通話オプションのオプション機能使用料の合計で割った値を割引率とし、各通話オプションで発生したオプション機能使用料の合計額に割引率をかけた値の割引を行うことで計算します。
- 契約移行があった月の電話きほんパック(V)適用の判定は、契約移行前に提供を受けていた通話オプションを含めて行います。この場合、電話きほんパック(V)のオプション機能使用料の算定についても、契約移行前の各オプションの料金額を含めます。

(2) その他

- 通話オプションに関するその他の提供条件については、当社のWEBページに定めるところによります。

■本提供条件書について

- ・当社のUQ mobile 通信サービスⅡ契約約款第77条(提供条件書等)に基づいて本提供条件書を定めます。
- ・本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等(UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款その他当社の各契約約款及び各規約等をいいます。以下同じとします。)の規定を適用します。契約約款等の詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。
- ・当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、当社は、変更後の提供条件書及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

記載の料金額は税抜額、括弧内は税込額です。

- ・ 電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社の申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、予め、当社のホームページにその内容を掲示します。

■更新履歴

2026 年 4 月 15 日 初版作成